



宮 崎 県 公 報

令和6年4月30日（火曜日） 第 504 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部改正…（水産政策課） 1	頁
○土砂災害警戒区域の解除（2件）……………（砂防課） 1	
○土砂災害特別警戒区域の解除……………（ " ） 2	
○土砂災害警戒区域の指定（2件）……………（ " ） 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定（3件）……………（ " ） 2	

○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課） 3	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………（ " ） 4	

公 告

○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 6	
--------------------------------------	--

選挙管理委員会告示

○令和5年4月9日執行宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正…………… 6	
---	--

告 示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 253号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和7年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

宮崎県告示第 254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成24年宮

崎県告示第 342号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
宮 崎 市	東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年宮崎県告示第98号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
諸 塚 村	蔵 平	II - 1 - 7174	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第 343号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
宮 崎 市	東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
宮 崎 市	東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
諸 塚 村	蔵 平	II - 1 - 7174	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
宮 崎 市	東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 鍋 町	山 下	I - 1 - 1071	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸 塚 村	榎の木谷-新①	I - 1 - 1367-新①	急傾斜地の崩壊
	榎の木谷-新②	I - 1 - 1367-新②	急傾斜地の崩壊
	飯干-4-新①	II - 1 - 7090-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 262号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
綾町農業協同組合	東諸県郡綾町大字南俣480-1	令和6年3月31日
都城農業協同組合	都城市高木町6222番地1 都城農業協同組合沖水支店内	令和6年3月31日
	都城市庄内町 12668-1 都城農業協同組合庄内支店内	

こばやし農業協同組合	小林市細野1321番地 こばやし農業協同組合内	令和6年3月31日
えびの市農業協同組合	えびの市大字原田3376番地9 えびの市農業協同組合飯野支店内	令和6年3月31日
西都農業協同組合	西都市大字右松2071番地 西都農業協同組合本所内 児湯郡西米良村大字村所96-1 西都農業協同組合西米良支所内	令和6年3月31日
児湯農業協同組合	児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合内 児湯郡新富町大字上富田7526 児湯農業協同組合新富支所内 児湯郡木城町大字高城4126-1 児湯農業協同組合木城支所内	令和6年3月31日
尾鈴農業協同組合	児湯郡川南町大字川南13658-1 尾鈴農業協同組合本所内 児湯郡都農町大字川北5210-1 尾鈴農業協同組合都農支所内 児湯郡都農町大字川北4874-2 都農町役場内	令和6年3月31日
日向農業協同組合	日向市鶴町4番地 日向農業協同組合日向支店内 日向市美々津町2391 日向農業協同組合美々津支店内 日向市東郷町山陰丙1609-41 日向農業協同組合東郷支店内 東臼杵郡門川町大字門川尾末7992 日向農業	令和6年3月31日

協同組合門川支店内	東臼杵郡諸塚村家代43 36-6 日向農業協同 組合諸塚支店内	東臼杵郡椎葉村大字下 福良1779-1 日向農 業協同組合椎葉支店内	東臼杵郡美郷町南郷神 門1063-1 日向農業 協同組合南郷支店内	東臼杵郡美郷町西郷田 代1010 日向農業協同 組合西郷支店内	東臼杵郡美郷町北郷宇 納間 213番地 日向農 業協同組合北郷支店内	宮崎市大字 浮田3117番 地1 宮崎 中央農業協 同組合生目 支店内	宮崎市大字 島之内1789 番地 宮崎 中央農業協 同組合住吉 支店内	宮崎市大字 恒久1005番 地 赤江支 店内	宮崎市大字 熊野 565番 地 木花支 店内	宮崎市清武 町船引 185 番地1 南 宮崎支店内	宮崎市田野 町乙9358番 地 田野支 店内	宮崎市佐土 原町松小路 20番地1 佐土原支店 内	宮崎市高岡 町飯田4丁 目6番地1 高岡支店 内	東諸県郡国 富町大字本 庄1979番地 1 国富支 店内	東諸県郡綾 町大字南保 480番地1 綾町支店 内	都城市高木 町6222番地 1 沖水支 店内
-----------	---------------------------------------	--	---	---------------------------------------	--	--	--	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--	---------------------------------------	---------------------------------

宮崎県告示第 263号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
宮崎中央農 業協同組合	宮崎市丸島 町1番17号 宮崎中央 農業協同組 合本店内	宮崎県農業 協同組合	宮崎市丸島 町1番17号 宮崎中央 支店内	令和6年 4月1日
	宮崎市北権 現町 186番 地1 宮崎 中央農業協 同組合宮崎 支店内		宮崎市北権 現町 186番 地1 宮崎 支店内	
	宮崎市大字 恒久字鳥ノ 巢6173番地 58 宮崎中 央農業協同 組合大淀支 店内		宮崎市大字 恒久字鳥ノ 巢6173番地 58 大淀支 店内	
			宮崎市大字 浮田3117番 地1 生目 支店内	
			宮崎市大字 浮田3117番 地1 宮崎 中央農業協 同組合生目 支店内	
			宮崎市大字 島之内1789 番地 宮崎 中央農業協 同組合住吉 支店内	
			宮崎市大字 恒久1005番 地 宮崎中 央農業協同 組合赤江支 店内	
			宮崎市大字 熊野 565番 地 宮崎中 央農業協同 組合木花支 店内	
			宮崎市清武 町船引 185 番地1 宮 崎中央農業 協同組合南 宮崎支店内	
			宮崎市田野 町乙9358番 地 宮崎中 央農業協同 組合田野支 店内	
			宮崎市佐土 原町松小路 20番地1 宮崎中央農 業協同組合 佐土原支店 内	
			宮崎市高岡 町飯田4丁 目6番地1 宮崎中央	

<p>農業協同組合高岡支店内</p> <p>東諸県郡国富町大字本庄1979番地 1 宮崎中央農業協同組合国富支店内</p>	<p>都城市庄内町 12668番地 1 庄内支店内</p> <p>小林市細野 1321番地 1 小ばやし支店内</p> <p>えびの市大字原田3376番地 9 飯野支店内</p> <p>西都市大字右松2071番地 西都支店内</p> <p>児湯郡西米良村大字村所96番地 1 西米良支店内</p> <p>児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地 1 高鍋支店内</p> <p>児湯郡新富町大字上富田6345番地 16 新富支店内</p> <p>児湯郡木城町大字高城 4126番地 1 木城支店内</p> <p>児湯郡川南町大字川南 13658番地 1 川南支店内</p> <p>児湯郡都農町大字川北 5210番地 1 都農支店</p>	<p>内</p> <p>日向市鶴町 4番地 日向支店内</p> <p>日向市美々津町2391番地 美々津支店内</p> <p>日向市大字財光寺3238番地 1 財光寺支店内</p> <p>日向市東郷町山陰丙1609番地 41 日向東郷支店内</p> <p>東臼杵郡門川町大字門川尾末7992番地 門川支店内</p> <p>東臼杵郡諸塚村大字家代4336番地 6 諸塚支店内</p> <p>東臼杵郡椎葉村大字下福良1779番地 1 椎葉支店内</p> <p>東臼杵郡美郷町南郷神門1063番地 1 美郷南郷支店内</p> <p>東臼杵郡美郷町西郷田代1010番地 西郷支店内</p> <p>東臼杵郡美郷町北郷支店</p>
---	--	---

納間 401番
地 美郷北
郷支店内

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和6年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
令和6年8月1日（木曜日）から9月6日（金曜日）まで
- 2 開催場所
宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類
牛
- 4 受講申込手続
 - (1) 受講願書の受付期間
令和6年5月7日（火曜日）から5月31日（金曜日）まで
 - (2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - (3) 受講願書の提出
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
 - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、日高陽一の出納責任者から訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により告示した令和6年宮崎県選挙管理委員会告示第5号の一部を次のとおり訂正する。

令和6年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

別冊14ページ 3 報告書の要旨 収入中

「主たる寄附

〔氏名〕 (職業) (寄附額)
〔団体名〕

円

その他の寄附	件	0
その他の収入		2,000,000
今回計		2,000,000
前回計		0
総計		2,000,000」

を

「主たる寄附

〔氏名〕 (職業) (寄附額)
〔団体名〕

円

宮崎市郡医師連盟	政治団体	70,000
宮崎県医師連盟	政治団体	100,000

その他の寄附	件	0
その他の収入		2,000,000
今回計		2,170,000
前回計		0
総計		2,170,000」

に改める。

別冊15ページ 3 報告書の要旨 収入中

「主たる寄附

〔氏名〕 (職業) (寄附額)
〔団体名〕

円

その他の寄附	件	0
その他の収入		0
今回計		0
前回計		2,000,000
総計		2,000,000」

を

「主たる寄附

〔氏名〕 (職業) (寄附額)
〔団体名〕

円

その他の寄附	件	0
その他の収入		0
今 回 計		0
前 回 計		2,170,000
総 計		2,170,000 」

に改める。

--	--